

対 象	飲食店、喫茶店等、遊興施設※で 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗		
期 間	令和3年8月2日(月) 0時から 8月31日(火) 24時まで		
要 請 内 容 等	営 業 時 間	<p>特措法第31条の6第1項</p> <p>京 都 市 域</p>	<p><u>5時から20時まで</u></p>
		<p>特措法第24条第9項</p> <p>京都市以外の地域</p>	<p><u>5時から21時まで</u></p>
	酒 類 提 供	<p>特措法第31条の6第1項</p> <p>京 都 市 域</p>	<p><u>酒類提供は行わない</u></p> <p><u>※利用者による店内持ち込みを含む</u></p>
		<p>特措法第24条第9項</p> <p>京都市以外の地域</p>	<p><u>11時から20時30分まで</u></p> <p><u>※一定の要件を満たした場合に限る</u></p>

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる

<p>酒類 提供 要件</p>	<p>▶ 酒類提供のため飲食店が満たすべき「一定の要件」</p> <p>①アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、②手指消毒の徹底、 ③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、 ⑤同一グループの入店は、原則4人以内とすること</p> <p>※ 京都市域は要件を満たしても酒類提供は行わないこと</p>
<p>営業にあつた ての要請内容</p>	<p>特措法第31条の6第1項又は第24条第9項に基づく要請 (一例) ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・カラオケ設備の使用自粛 など</p> <p>※詳細は府のホームページで確認してください</p>
<p>協力金の支給 (店舗への 支給額)</p>	<p>1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり(定休日除く)、 事業規模(売上高)に応じて、 京都市域:3万円～、その他地域:2.5万円～</p> <p>※詳細は府のホームページで確認してください</p>
<p>早期支給</p>	<p>要請期間の終了を待たず、協力金一部の早期支給を実施予定</p>
<p>認証制度 への取組</p>	<p>京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度に取り組むこと</p>